

# 標準レンタカー貸渡約款改正 新旧対照表

2020年(令和2年)6月1日

■ 標準レンタカー貸渡約款改正 新旧対照表 (2020年(令和2年)6月1日)

(注) 太字下線部は、現行約款を改正する部分を示します。

標準レンタカー貸渡約款 (改正前)	標準レンタカー貸渡約款 (改正後)	改正部分の解説
<p>(約款の適用)</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 1 省略</p> <p>2 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に添うることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。</p> <p>第2章 予 約</p> <p>(予約の申込み)</p> <p>第2条 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。</p> <p>2 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>(予約の取消し等)</p> <p>第4条 1～4 省略</p> <p>5 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかつたときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。</p> <p>(代替レンタカー)</p> <p>第5条 1～3 省略</p> <p>4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときは第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。</p> <p>5 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときは第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。</p>	<p>(約款の適用)</p> <p>第1条 1 変更なし</p> <p>2 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に添うることがあります。特約した場合には、その特約が<u>この</u>約款に優先するものとします。</p> <p>第2章 予 約</p> <p>(予約の申込み)</p> <p>第2条 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、<u>この</u>約款及び別に定める料金表等同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。</p> <p>2 変更なし</p> <p>第3条 変更なし</p> <p>(予約の取消し等)</p> <p>第4条 1～4 変更なし</p> <p>5 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかつたときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。</p> <p>(代替レンタカー)</p> <p>第5条 1～3 変更なし</p> <p>4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときは第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、<u>当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うもの</u>とします。</p> <p>5 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときは第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、<u>当社は受領済の予約申込金を返還するもの</u>とします。</p>	<p>第1条 第2項 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「約款」が「標準レンタカー貸渡約款」を指すことを明確にしたもの。</li> </ul> <p>第2条 第1項 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「約款」が「標準レンタカー貸渡約款」を指すことを明確にしたもの。</li> </ul> <p>第4条 第5項 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民法に合わせた表現に変更したものの。</li> </ul> <p>第5条 第4項、第5項 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民法に合わせた表現に変更したものの。</li> </ul>

標準レンタカー貸渡約款 (改正前)	標準レンタカー貸渡約款 (改正後)	改正部分の解説
<p>第6条～第8条 省略</p> <p>(貸渡契約の締結の拒絶)</p> <p>第9条 1 省略</p> <p>2 (1)～(5) 省略</p> <p>(6) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言葉をいいたとき。</p> <p>(7)、(8) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第10条～第17条 省略</p> <p>(違法駐車の場合の措置等)</p> <p>第18条 1～4 省略</p> <p>5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。</p> <p>(1) 放置違反金相当額</p> <p>(2) 当社が別に定める駐車違反約金</p> <p>(3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用</p> <p>6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとします。</p> <p>7 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるとします。</p> <p>8 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額を受領したときは、当社は第6項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。</p>	<p>第6条～第8条 変更なし</p> <p>(貸渡契約の締結の拒絶)</p> <p>第9条 1 変更なし</p> <p>2 (1)～(5) 変更なし</p> <p>(6) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言葉をいいたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。</p> <p>(7)、(8) 変更なし</p> <p>3 変更なし</p> <p>第10条～第17条 変更なし</p> <p>(違法駐車の場合の措置等)</p> <p>第18条 1～4 変更なし</p> <p>5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとして、この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。</p> <p>(1) 放置違反金相当額</p> <p>(2) 当社が別に定める駐車違反約金</p> <p>(3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用</p> <p>6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとします。</p> <p>7 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反約金に充てるものとして、当該借受人から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるとします。</p> <p>8 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額を受領したときは、当社は第6項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。</p>	<p>第9条 第2項 第6号 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重複した表現を改め、わかりやすくしたものを。</li> </ul> <p>第18条 第5項 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約を交わしていない運転者に対し、駐車違反約金が含まれる「駐車違反関係費用」の支払いを求めるとは難しいことから、「運転者」の文言を削除したものを。</li> </ul> <p>第18条 第7項 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約を交わしていない運転者に対し、駐車違反約金が含まれる「駐車違反関係費用」の支払いを求めるとは難しいことから、「運転者」の文言を削除したものを。</li> </ul> <p>第18条 第8項 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第18条第6項、第7項の改正に伴い、「運転者」の文言を削除したものを。</li> </ul>

標準レンタカー貸渡約款 (改正前)	標準レンタカー貸渡約款 (改正後)	改正部分の解説
<p>9 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。</p> <p>10 省略</p>	<p>9 借受人が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。</p> <p>10 変更なし</p>	<p>第18条 第9項 改正          ・第18条第6項、第7項の改正に伴い、「運転者」の文言を削除したものを「駐車違反関係費用」となっていたものを「駐車違反関係費用」に修正したものを。</p>
<p>第5章 返 還</p> <p>(返還責任)</p> <p>第19条 1、2 省略</p> <p>3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。</p> <p>第20条～第26条 省略</p>	<p>第5章 返 還</p> <p>(返還責任)</p> <p>第19条 1、2 変更なし</p> <p>3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。</p> <p>第20条～第26条 変更なし</p>	<p>第19条 第3項 改正          ・民法に合わせた表現に変更したものを。</p>
<p>(使用不能による貸渡契約の終了)</p> <p>第27条 1、2 省略</p> <p>3 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。</p> <p>4 省略</p> <p>5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。</p> <p>6 省略</p>	<p>(使用不能による貸渡契約の終了)</p> <p>第27条 1、2 変更なし</p> <p>3 故障等が貸渡し前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。</p> <p>4 変更なし</p> <p>5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。</p> <p>6 変更なし</p>	<p>第27条 第3項 改正          ・民法に合わせ、「瑕疵」の文言をわかりやすい表現に変更したものを。</p> <p>第27条 第5項 改正          ・民法に合わせ、わかりやすい表現に変更したものを。</p>
<p>第7章 賠償及び補償</p> <p>(賠償及び営業補償)</p> <p>第28条 借受人は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、第34条第1項の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含めその損害を賠償するものとします。ただし、借受人が無過失の場合を除きます。</p>	<p>第7章 賠償及び補償</p> <p>(賠償及び営業補償)</p> <p>第28条 借受人は、借り受けたレンタカーの使用に<del>関し</del>、借受人又は運転者が当社のレンタカー(第34条の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含みます。)に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者の責めに帰ることができない事由による場合を除きます。</p>	<p>第28条 第1項 改正          ・債務不履行による損害賠償と不法行為による損害賠償とが混在していたことから内容を整理し、借受人又は運転者がレンタカーに損害を与えたときに、借受人がレンタカー一会社に對し責任を負う損害賠償(債務不履行による損害賠償)について規定したものを。          ・「無過失」の文言を民法に合わせた表現に変更したものを。</p>

標準レンタカー貸渡約款 (改正前)	標準レンタカー貸渡約款 (改正後)	改正部分の解説
<p>2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことは料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人はこれを支払うものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。</p>	<p>2 前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとします。</p> <p>3 <u>借受人又は運転者は、借り受けたレンタカー（第34条の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含みます。）の使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。</u></p>	<p>第28条 第2項 改正          ・第1項の場合の損害賠償と営業補償について記したもの。</p> <p>第28条 第3項 新設          ・借受人又は運転者がレンタカーの使用に関し、第三者及びレンタカー会社に対し与えたときの損害賠償（不法行為による損害賠償）について規定したもの。不法行為による損害賠償のため、運転者もその対象とした。</p>
<p>(保険及び補償)          第29条 借受人が前条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。</p> <p>(1) 対人補償          1名につき 万円（自動車損害賠償責任保険による金額を含みません。）</p> <p>(2) 対物補償          1事故につき 万円（免責金額 万円）</p> <p>(3) 車両補償          1事故につき時価額 万円、ただし、 は 万円）</p> <p>(4) 搭乗者補償          1名につき 万円</p> <p>搭乗者補償については、実質的にこれを上回る補償が行われる人身傷害補償保険が適用される場合には、当該人身傷害補償によることがあります。</p>	<p>(保険及び補償)          第29条 借受人が前条第1項又は第3項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。</p> <p>(1) 対人補償          1名につき 万円（自動車損害賠償責任保険による金額を含みません。）</p> <p>(2) 対物補償          1事故につき 万円（免責金額 万円）</p> <p>(3) 車両補償          1事故につき時価額 万円、ただし、 は 万円）</p> <p>(4) 搭乗者補償          1名につき 万円</p> <p>搭乗者補償については、実質的にこれを上回る補償が行われる人身傷害補償保険が適用される場合には、当該人身傷害補償によることがあります。</p>	<p>第29条 第1項 改正          ・第28条の改正に伴い変更したもの。</p>
<p>2 省略</p> <p>3 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」といいます。）による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人はその損害を賠償することを要しないものとします。</p> <p>4 当社が借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。</p> <p>5 省略</p>	<p>2 変更なし</p> <p>3 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害により、滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等の損害については、借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。</p> <p>4 <u>前3項の定めにかかわらず、当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。</u></p> <p>5 変更なし</p>	<p>第29条 第3項 改正          ・法律名を修正したもの。          ・第28条第3項の新設に伴い、「運転者」の文言を追加したもの。</p>
<p>4 前3項の定めにかかわらず、当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。</p> <p>5 変更なし</p>	<p>4 前3項の定めにかかわらず、当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。</p> <p>5 変更なし</p>	<p>第29条 第4項 改正          ・第28条第3項の新設に伴い、「運転者」の文言を追加したもの。</p>

標準レンタカー貸渡約款 (改正前)	標準レンタカー貸渡約款 (改正後)	改正部分の解説
<p>第30条～第32条 省略</p> <p>(個人情報登録及び利用の同意)</p> <p>第33条 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報、全レ協システムに7年を超えない期間登録され、全レ協システムに7年を超えない期間登録すること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。</p> <p>(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合</p> <p>(2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合</p> <p>(3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合</p> <p>(代理貸渡し)</p> <p>第34条 当社は、申込者の希望どおりの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸し渡すことができない場合（申込みを受けた営業所にレンタカーが配置されていない場合を含む。）においては、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合に限り、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸し渡すことができるものとします。（これを「代理貸渡し」といいます。）</p> <p>(1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社の約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも利用者にとって有利であるときは自社の約款を適用するものであること。</p> <p>(2) 貸渡証は第3項に定めるところによる特別な様式のものであること。</p> <p>(3) 提供をしたレンタカー事業者の貸渡約款が添付されているものであること。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第35条 省略</p>	<p>第30条～第32条 変更なし</p> <p>(個人情報登録及び利用の同意)</p> <p>第33条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報、全レ協システムに7年を超えない期間登録され、全レ協システムに7年を超えない期間登録すること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。</p> <p>(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合</p> <p>(2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合</p> <p>(3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合</p> <p>2 <u>運転者</u>が前項第3号に該当する場合は、<u>運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報、全レ協システムに7年を超えない期間登録され、前項のレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。</u></p> <p>第10章 雑 則</p> <p>(代理貸渡し)</p> <p>第34条 当社は、申込者の希望どおりの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸し渡すことができない場合（申込みを受けた営業所にレンタカーが配置されていない場合を含む。）においては、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合に限り、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸し渡すことができるものとします。（これを「代理貸渡し」といいます。）</p> <p>(1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社の約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも利用者にとって有利であるときは自社の約款を適用するものであること。</p> <p>(2) 貸渡証は第3項に定めるところによる特別な様式のものであること。</p> <p>(3) 提供をしたレンタカー事業者の貸渡約款が添付されているものであること。</p> <p>2～4 変更なし</p> <p>第35条 変更なし</p>	<p>第33条 第1項 改正</p> <p>・第18条第5～7項の改正に伴い、契約を交わしておらず、同意を得ていない運転者の個人情報、全レ協システムに登録することは個人情報保護の観点から、問題があることから、「運転者」の文言を削除した。</p> <p>第33条 第2項 新設</p> <p>・不返還については、個人情報保護法第23条第1項第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当することから、同意を得ていなくても、運転者の個人情報を全レ協システムに登録し、貸渡契約締結の際の審査に利用することを規定した。</p> <p>第34条 第1項 改正</p> <p>・表現を改めた。</p>

標準レンタカー貸渡約款 (改正前)	標準レンタカー貸渡約款 (改正後)	改正部分の解説
<p>(消費税)</p> <p>第36条 借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む。）を当社に対して支払うものとします。</p> <p>第37条 省略</p> <p>(細則)</p> <p>第38条 第1項 省略</p> <p>2 当社は、別に細則を定めるときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社が発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。</p> <p>第39条 省略</p> <p>附則 本約款は、平成18年4月1日から施行します。</p> <p>附則 本約款（一部改正）は、平成19年12月1日から施行します。</p> <p>附則 本約款（一部改正）は、平成24年6月1日から施行します。</p> <p>附則 本約款（一部改正）は、平成26年6月1日から施行します。</p> <p>附則 本約款（一部改正）は、平成30年4月1日から施行します。</p> <p>附則 本約款（一部改正）は、令和元年6月1日から施行します。</p>	<p>(消費税)</p> <p>第36条 借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含みます。）を当社に対して支払うものとします。</p> <p>第37条 変更なし</p> <p>(細則及び約款の揭示等)</p> <p>第38条 第1項 変更なし</p> <p>2 当社は、この約款及び前項の細則を当社の営業店舗に掲示するとともに、当社が発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。</p> <p>第39条 変更なし</p> <p>附則 本約款は、<u>2006年（平成18年）4月1日</u>から施行します。</p> <p>附則 本約款（一部改正）は、<u>2007年（平成19年）12月1日</u>から施行します。</p> <p>附則 本約款（一部改正）は、<u>2012年（平成24年）6月1日</u>から施行します。</p> <p>附則 本約款（一部改正）は、<u>2014年（平成26年）6月1日</u>から施行します。</p> <p>附則 本約款（一部改正）は、<u>2018年（平成30年）4月1日</u>から施行します。</p> <p>附則 本約款（一部改正）は、<u>2019年（令和元年）6月1日</u>から施行します。</p> <p>附則 本約款（一部改正）は、<u>2020年（令和2年）6月1日</u>から施行します。</p>	<p>第36条 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 表現を改めたもの。</li> </ul> <p>第36条は消費税課税事業者のみ必要となる規定。 （消費税免税事業者は「消費税」の規定が不要のため、第36条が「運送損害金」、第37条が「細則及び約款の揭示等」、第38条が「合意書締結箇所」についての規定となる。）</p> <p>第38条 条文名 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 第2項に約款の揭示について追記したことに伴うもの。</li> </ul> <p>第38条 第2項 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 今まで細則の揭示等に関する規定はあったが、約款の揭示等に関する規定がなかったため、規定したものの。</li> </ul>



一般社団法人 全国レンタカー協会

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館15F

Tel.03-5472-7328 Fax.03-5472-5530 URL: <http://www.rentacar.or.jp>

一般社団法人 全国レンタカー協会